

省 令

○厚生労働省令第六十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第六十二号)の施行に伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年五月二十二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

改正する省令
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料規則の一部を

改正する省令
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料規則(平成十二年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(組立てその他の厚生労働省令で定める製造工程)</p> <p>第七条 手数料令第三十三条第五項第一号ロ(2)及び第六項第一号ロ(2)に規定する厚生労働省令で定める製造工程は、次の各号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の区分に応じ、当該各号に掲げる製造工程とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第八条 (専門的調査手数料加算を行う場合) 第八条 手数料令第三十三条第七項第三号に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該医療機器が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下「施行規則」という。)第百十四条の第三第一項第一号イ、ロ、ホ若しくはへに該当するものである場合又は当該体外診断用医薬品が同項第三号イに該当するものである場合とする。</p>	<p>(組立てその他の厚生労働省令で定める製造工程)</p> <p>第七条 手数料令第三十三条第五項第一号ロ(2)に規定する厚生労働省令で定める製造工程は、次の各号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の区分に応じ、当該各号に掲げる製造工程とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第八条 (専門的調査手数料加算を行う場合) 第八条 手数料令第三十三条第六項第三号に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該医療機器が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下「施行規則」という。)第百十四条の第三第一項第一号イ、ロ、ホ若しくはへに該当するものである場合又は当該体外診断用医薬品が同項第三号イに該当するものである場合とする。</p>

(調査手数料の減額算定)

第九条 手数料令第三十三条第十項の規定に基づき、同条第五項から第九項までに規定する者が同時に二以上の品目について法第二十三条の二の五第六項又は第八項(これらの規定を同条第十一項(法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。))及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)の規定による調査を申請する場合において手数料令第三十三条第五項から第九項までに定める額から減じる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

- 一 手数料令第三十三条第五項第一号から第三号まで及び第六項第一号から第三号までの調査を申請する場合 同条第九項各号に定める額のうち、機構が当該調査を行うために当該二以上の品目について同一の製造所又は製造所以外の施設(以下「製造所等」という。)の所在地に出張させる必要があると認められる場合において、当該二以上の品目の調査における共通の行程に相当する額の合計額(当該二以上の品目のうち一の品目に係る当該行程に相当する額を除く。)

- 二 (略)
- 三 手数料令第三十三条第六項第三号の調査を申請する場合 次のイ及びロに掲げる額の合計額
 - イ 当該二以上の品目の調査について手数料令第三十三条第六項第三号イの規定によりそれぞれ加算される額の合計額から、当該調査について同号イの規定によりそれぞれ加算される額のうち最も高い額(同号イの規定により加算される額が最も高い額である品目が複数ある場合にあつては、このうち一の品目の調査に係る当該額に限る。)を減じた額

(調査手数料の減額算定)

第九条 手数料令第三十三条第八項の規定に基づき、同条第五項から第七項までに規定する者が同時に二以上の品目について法第二十三条の二の五第六項又は第八項(これらの規定を同条第十一項(法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。))及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)の規定による調査を申請する場合において手数料令第三十三条第五項から第七項までに定める額から減じる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

- 一 手数料令第三十三条第五項第一号から第三号までの調査を申請する場合 同条第七項各号に定める額のうち、機構が当該調査を行うために当該二以上の品目について同一の製造所又は製造所以外の施設(次号ロにおいて「製造所等」という。)の所在地に出張させる必要があると認められる場合において、当該二以上の品目の調査における共通の行程に相当する額の合計額(当該二以上の品目のうち一の品目に係る当該行程に相当する額を除く。)

二 (略)
(新設)

○ 当該二以上の品目の共通の製造所等に係る調査について手数料令第三十三条第六項第三号口の規定によりそれぞれ加算される額の合計額から、当該調査について同号口の規定によりそれぞれ加算される額のうち最も高い額（同号口の規定により加算される額が最も高い額である品目が複数ある場合にあっては、このうち一の品目の調査に係る当該額に限る。）を減じた額

附則
この省令は公布の日から施行する。

告

示

○政治資金適正化委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治家金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十九年五月二十二日

政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

登録番号 登録年月日 氏名

- 五二一七 二九、四、二六 木暮 三郎
- 五二一八 二九、四、二六 七瀬谷安夫
- 五二一九 二九、四、二六 盛永 有登
- 五二二〇 二九、四、二六 尾崎 正孝
- 五二二一 二九、四、二六 青山 武嗣
- 五二二二 二九、四、二六 面川 典子
- 五二二三 二九、四、二六 上田 好一
- 五二二四 二九、四、二六 福本 翼
- 五二二五 二九、四、二六 中飯 和志
- 五二二六 二九、四、二六 酒井 啓一

○政治資金適正化委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治家金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十九年五月二十二日

政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

登録番号 氏名 抹消年月日 抹消事由

- 八一 太田 善之 二九、四、二七 本人からの申請
- 六五七 林 智則 二九、四、二七 本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第三十二号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治家金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十九年五月二十二日

政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

- 登録番号 氏名 登録政治家金監査人証票の番号 亡失年月日
- 九三 宮沢 英男 九三 二八、一一、一〇

○法務省告示第二百六十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十九年五月二十二日

法務大臣 金田 勝年

氏名 アンドリュウ・デイヴィッド・レイモンド

生年月日 千九百八十七年四月二日

○法務省告示第二百六十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、ドイツ連邦共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十九年五月二十二日

法務大臣 金田 勝年

氏名 アクセル・クルマン

生年月日 千九百七十九年一月五日

○法務省告示第二百六十三号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十九年五月二十二日

法務大臣 金田 勝年

住所 群馬県太田市東長岡町1429番地1

氏名 リエ・カブリエラ・ハス・スヨン・オオジシ

生年月日 平成4年5月29日生

住所 奈良市恋の窪3丁目5番F-307号

住所 柳紗千絵 昭和51年5月28日生

住所 青森市大字諏訪沢字桜川181番地13

住所 劉文博 平成12年3月17日生

住所 静岡県清水区港南町10番1号

住所 エリカ・チェミ・キナ 昭和51年8月16日生

住所 センジ・サアベトラ・キナ 平成10年10月8日生

住所 ダイキ・サアベトラ・キナ 平成23年1月8日生

住所 新潟県長岡市今朝白3丁目8番13号

住所 段年寧 平成5年8月26日生

住所 李高 昭和43年11月5日生

住所 謝遠静 昭和48年10月30日生

住所 李小珊 平成7年1月5日生

住所 北九州市門司区清滝5丁目1番4号

住所 李曉明 昭和24年11月6日生

住所 群馬県邑楽郡明和町南大島1130番地2

住所 シェーリーン・ダヨット・マナタ 平成元年12月29日生

住所 静岡県富士市三ツ沢408番地2

住所 ヴァルコス・ユウスケ・ヨシムラ 平成4年4月28日生

住所 群馬県太田市新井町213番地5

住所 エドワラルド・シノブ・タマキ 昭和42年1月14日生

住所 リエ・タマキ 平成11年10月5日生

住所 ジュン・タマキ 平成14年2月25日生

住所 茨城県南三島町1679番地

住所 エムデナー・クジツド・フロム 昭和54年3月1日生

住所 エムデナー・ラヤン・フロム 平成26年8月15日生

住所 新潟市中央区万代5丁目5番12号

住所 趙菊 昭和52年11月21日生

住所 静岡県袋井市上山梨2丁目13番地1

住所 陳謙 昭和61年4月23日生

住所 静岡県島田市湯田631番地1

住所 ジョセフィン・ヘルグリン・ワツメト 昭和44年12月14日生

住所 栃木県宇都宮市東宿郷4丁目2番7号

住所 胡勝男 昭和60年2月27日生

住所 岐阜県多治見市虎渓山町5丁目64番地1

住所 カルラ・アレハンドラ・マガヤネス・エスピノサ 平成5年9月27日生

住所 千葉県市川市八幡5丁目18番2号

住所 尹清花 昭和55年6月3日生

住所 広島県福山市引野町1丁目22番12-4号

住所 張穎 昭和49年3月17日生

住所 茨城県常陸太田市内堀町3250番地11

住所 崔元鎬 昭和12年7月29日生

住所 都英子 昭和12年6月2日生

住所 堺市中区大野芝町31番地1

住所 南真紀 昭和48年8月22日生

住所 大阪府東大阪市衣摺3丁目17番4号

住所 林大善 昭和26年3月30日生

住所 金奈美子 昭和27年7月7日生

住所 大阪市東成区中道3丁目16番23号

住所 林皓章 昭和52年6月18日生

住所 李偉 昭和59年6月17日生

住所 大阪市浪速区恵美須東1丁目9番2号

住所 金孝真 昭和62年7月29日生

住所 大阪市東淀川区西淡路1丁目15番2号

住所 辛鍾珉 平成3年5月10日生